

## ケアマネ過去7年 本試験問題集 2023年版・正誤表

本書中、以下の通り訂正（下線部）がありました。ご迷惑をおかけしてしまい申し訳ありません。（2023年2月5日発行版）

| 訂正箇所   | 訂正前   | 訂正後                                   |
|--|---|---------------------------------------|
| 別冊 P76（令和元年度問題）<br>問題 59 選択肢 4                   | … <u>介護扶助</u> の介護保険料加算により対応する…。☞ⒶP64  | … <u>生活扶助</u> の介護保険料加算により対応する…。☞ⒶP471 |
| 別冊 P122(平成 28 年度問題)<br>問題 13 選択肢 3 参照条文          | ☞介護保険法第 78 条の 2、☞上記基準、☞ⒶP604  | ☞介護保険法第 78 条の 13、☞上記基準、☞ⒶP136         |
| 別冊 P138(平成 28 年度問題)<br>問題 59 選択肢 5<br>解説文を変更します。 | 任意後見人は、あらかじめ本人と任意後見人受任者が、公正証書で任意後見契約を結ぶが、認知症などで本人の判断能力が不十分になった時などには、家庭裁判所へ任意後見監督人の選任の申立を行って、家庭裁判所が任意後見監督人を選任する。市町村長は、任意後見人を任命しない。 |                                       |